

甲 選 管 第 3 5 2 号
令和4年(2022年)10月13日

甲賀市投票区域編成審議会
会長 坂本 治也 様

甲賀市選挙管理委員会
委員長 谷村 定義



投票区の見直しについて（諮問）

1. 諮問事項

投票区の見直しについて

2. 諮問理由

本市では、近年、期日前投票による投票が増加し、直近5年間の平均では、投票をした人のうち、期日前投票による割合が3割を超えており、選挙当日に投票所で投票する人は減少傾向にあります。また、選挙権が18歳まで拡大されたものの、全国的な課題でもある若年層の投票率の低下が懸念されており、他の自治体では、市民の行動範囲や形態の変化に対応するため、商業施設での期日前投票所や共通投票所の開設など、投票環境の整備に取り組まれている事例が増えています。

また、本市では、地域の公民館等を借用して投票所を設置していることが多いため、新型コロナウイルス感染症予防に必要な広さの確保や、バリアフリーの対応が十分でない施設があります。

併せて、地域の人口減少による投票管理者・立会人の選任や風水害・感染症対策の拡充による選挙事務職員の確保が困難となっています。

加えて、平成29年10月の衆議院総選挙における不適正処理の再発防止のため「甲賀市選挙事務不適正処理再発防止委員会」の答申を受けて、これまで再発防止の取り組みを行ってきましたが、「選挙事務の効率化・合理化と有権者の投票環境の向上を念頭に置いた投票区の編成」という課題が残っています。

このようなことから、投票環境の変化や本市の課題解決に取り組むため、将来を見据えた新たな投票区の編成について、貴審議会に諮問いたします。